

町県民税の申告、確定申告をされる皆さんへ

～ 障害者控除について ～

満65歳以上の要介護認定者で、下記のいずれかの要件を満たす方は、障害者手帳などを持っていない場合でも、町が発行する「障害者控除対象者認定書」をもとに、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。

認定の対象者				
適用される区分	障 害 者		特別障害者	
	知的障害者（軽度・中度）に準ずる方	身体障害者（3～6級）に準ずる方	知的障害者（重度）に準ずる方	身体障害者（1・2級）に準ずる方
条 件	要介護1以上で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上であること。	要介護1以上で障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がA1以上であること。	要介護3以上で認知症高齢者の日常生活自立度がⅣ以上であること。	要介護3以上で障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1以上であること。
控除される額	所得税・・・27万円 住民税・・・26万円		所得税・・・40万円 住民税・・・30万円	

～ おむつ代の医療費控除について ～

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である場合で、要介護認定を受けている人は、町の発行する確認書をおむつ使用証明書に代えて医療費控除が受けられる場合があります。

【 認 定 書 の 申 請 】

障害者控除対象者認定申請書、おむつ確認申請により、申請してください。
また、認定書の発行には時間がかかる場合がありますのでご了承ください。
この制度に関するお問い合わせは下記までお願いします。

〒509-0492

七宗町役場住民課 介護保険担当

電話 0574-48-1111(内231)

障害者控除とは

所得税や地方税法では、所得申告する本人又は扶養親族等が障害者に該当する場合「障害者控除」として一定金額を所得から控除できることが定められています。

この障害者控除の対象となる人は、一般的には障害者手帳等を行けている人ですが、手帳を持っていなくても「年齢が65歳以上の人で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が前記の人に準ずるとして市町村長の認定を受けている人」も、障害者控除を受けることができます。

「障害者控除対象者認定書」の交付は、これらの法令等に基づいて実施するものです。